

## 入居者負担金について (令和2年4月改定)

住戸の日常ささいな修繕、構造上重要でない部分の修繕や、入居者自身が破損した部分については、原則入居者の方に修繕していただきますが、下記の内容については、修繕を指定管理者が行い、入居者の方に一部負担していただきます。なお、令和2年4月より、金額を下記のとおり変更します。

平日窓口受付時間の料金 (単位:円)

給排水	<b>1 各種給水栓(本体及び部品)の修理取替</b>		
	・漏水修理 水栓コマ及びパッキン取替 (1か所につき100円増し)		1,000
	・漏水修理 水栓ハンドル部取替		1,000
	・水栓パイプ部取替 (スパウト)		1,000
	・単水栓取替→単水栓取替 (流し)		3,000
	・単水栓取替→単水栓取替 (洗面)		3,000
	・キー式水栓 (キーのみ500円)		4,000
	・泡沫金具取替		1,000
	・混合水栓取替 (シングルレバー) (*部品交換の場合は3,000円)		5,000
	・混合水栓取替 (2ハンドル) (*部品交換の場合は3,000円)		4,000
	・混合水栓取替 (風呂・温度調整機能付) (*部品交換の場合は3,000円)		6,000
	・洗濯機水栓修理 (先端部を緊急止水式(カクダイ 772-545)に取替)		3,000
	・洗濯機水栓取替 (緊急止水付水栓に取替)		3,000
	<b>2 各戸排水管、排水管の詰まり清掃</b>		
	・排水管、排水管の詰り清掃(異物なし)	1箇所あたり	3,000
	・排水管、排水管の詰り清掃(異物の詰り、入居者の責による)	1箇所あたり	4,000
	・集会所(自治会負担)の雨水桝清掃など		3,000
	<b>3 各戸室内トラップ(目皿、中皿、及びワンを含む)の修理取替</b>		
	・台所排水金具取付		2,000
	・台所排水金具取付(菊割ゴム)		1,000
・台所排水金具取付(フタ)		1,000	
・浴室、洗濯機排水金具取付(目皿、ワン)	1個につき	2,000	
<b>4 便器(便座並びに便座丁番付属金属を含む)修理取替</b>			
・便座取替		3,000	
・便座丁番取替	1式	1,000	
・ロータンク過失漏水修理(原因が入居者に起因する場合→芳香剤設置など)		2,000	
・ロータンク蓋取替		5,000	
・便器及びロータンクの破損取替		30,000	
・大便器		15,000	
・ロータンク		15,000	
<b>5 洗面器、手洗器取替</b>			
・洗面器取替		8,000	
・ミラーキャビネット		6,000	
・洗面化粧台取替(化粧鏡不付)		18,000	
・洗濯機パン		10,000	
<b>6 洗面器、手洗器、浴槽のゴム栓及びクサリの取替</b>			
		1,000	
<b>7 ペーパーホルダーの取替</b>			
・本体取替		3,000	
・芯取替		1,000	
<b>8 天井換気扇(グリル取外・取付)</b>			
	各	1,000	
電気	<b>1 住戸内部分の電球、管球、グローランプの取替 (材料代含まず)</b>		
		1箇所あたり	1,000
	<b>2 住戸内部分のスイッチ、コンセント等の取替</b>		
		1箇所あたり	1,000
<b>3 共用部分の電球、管球、グローランプの取替 (材料代含まず)</b>		1箇所あたり	1,000
<b>4 共用部分のタイマー設定の変更</b>		1箇所あたり	1,000
建築	<b>1 建付調整(玄関戸・浴室折れ戸・アルミサッシ・アルミドア)</b>		
		1箇所あたり	1,000
	<b>2 アルミドア(勝手口)ノブ取替、浴室折れ戸取っ手取替</b>		
	1箇所あたり	1,000	
<b>3 浴室折れ戸取替※取替が必要な場合に限る(既存の折れ戸が修繕できない場合)</b>		1箇所あたり	10,000

※窓口の受付時間外及び休業日(土日祝日及び12月29日から1月3日まで)は、翌営業日の対応となります。ただし、緊急時については、上記金額に6,000円加算にて対応いたします。

### お問い合わせ

制度について	修繕内容及び金額について		
福岡市住宅管理課へ	(東・博多・城南・早良・西区) 福岡市住宅供給公社保全課へ	(中央区) 中央区施設管理事務所へ	(南区) 南区施設管理事務所へ
☎ 092-271-2551 FAX 092-271-2556	☎ 092-271-3030 FAX 092-291-7540	☎ 092-262-1090 FAX 092-262-1096	☎ 092-409-4610 FAX 092-262-5100

# 市営住宅センターだより

発行日/令和元年12月15日

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 ☎092-271-0901(業務課) FAX:092-291-7540(業務課) http://www.nicity.or.jp/

## 「収入認定通知書」(令和2年4月から1年間の家賃)のお知らせ

※提出は必要ありません

令和2年1月下旬頃に『収入認定通知書』【収入基準を超えた世帯には『収入超過者認定通知書』または『高額所得者認定通知書』】でお知らせします。同封の「収入認定通知書の見方」を参考にご確認ください。

また、内容にご意見等がある場合は、各通知書を受け取った日の翌日から30日以内に下欄の連絡先にご連絡ください。

※ 退職・転職などで世帯所得額が減少した場合や、出生・転出などの場合は家賃の見直しができる場合があります。



## 収入申告書未提出の世帯は、すみやかに提出をお願いします。

収入申告書を未提出の世帯は、令和2年4月から最高額の家賃となります。

## 入居者に異動があった場合の届出・申請について

下記のような場合、区役所で行う手続きとは別に、市営住宅センターでも手続きを行っていただく必要があります。

- 1 名義人(世帯主)が転出または死亡した場合
- 2 婚姻・転入等により世帯員が増える場合【事前に申請が必要です】
- 3 転出・死亡等により世帯員が減少した場合や入居者の氏名の変更があった場合
- 4 お子様の出生により世帯員が増えた場合

しかし、これらの手続きがなされていない世帯が見受けられることから、令和元年度から適正な家賃を認定するため、是正に向けた取り組みを進めております。

今後、市営住宅センターが指導を行ったにもかかわらず、手続きがなされない場合は、最高額家賃(近傍同種家賃)となる場合や、住宅の明渡しを求める場合があります。該当する世帯は、速やかにお問い合わせの上、手続きを行ってください。

- 1 についての問い合わせは 業務課業務係 又は 住宅管理課  
2・3・4 についての問い合わせは 業務課調査係 又は 住宅管理課

連絡先

業務課業務係	業務課調査係	住宅管理課
☎ 092-271-2562 FAX 092-291-7540	☎ 092-271-0901 FAX 092-291-7540	☎ 092-283-1313 FAX 092-271-2556

## 収入超過者世帯・高額所得者世帯について

市営住宅は、低額所得者のための住宅であり、世帯の収入について基準（右の表を参照）があります。

**収入超過者世帯は、住宅明渡しの努力義務や割増額が生じます。**

**高額所得者世帯は、市から期限を定めて明渡しを請求されます。**

義務の履行や手続き等についてご理解とご協力をお願いします。

なお、UR都市機構の賃貸住宅への案内を希望される場合は、下欄の問い合わせ先にご連絡ください。

世帯	政令及び条例で定める月額収入基準	
	収入超過者世帯	高額所得者世帯
一般世帯	158,001円以上	313,001円以上
高齢者・障がい者などの世帯	214,001円以上	
中学生以下の児童がいる世帯	259,001円以上	
18歳未満の児童が3人以上いる世帯		
ひとり親世帯		
妊婦がいる世帯		
漁村向け住宅に入居している世帯		

お問い合わせは  
**業務課調査係** ☎092-271-0901 FAX092-291-7540  
 または  
**住宅管理課** ☎092-283-1313 FAX092-271-2556

## 口座振替で家賃をお支払いの方にお知らせです

家賃の納入期限は毎月月末（金融機関等が休みのときは翌月の最初の営業日）です。

お申し込みの口座から毎月自動的に家賃が引き落とされますので、口座の残額をご確認をお願いいたします。

また、長期間（6ヶ月程度）口座振替ができない場合、お支払方法を口座振替から納付書払いに変更させていただきますのでご注意ください。

お問い合わせは  
**業務課収納係へ** ☎092-271-2564 FAX092-291-7540

## 見守りや生活支援を受け入れるための駐車場について

市営住宅の駐車場は原則入居者以外の方の利用はできませんが、**下枠内の要件のいずれかに一つでも該当する入居者の方であれば、見守りや生活支援のために訪れるご親族や事業者の方々が利用するための駐車場を契約することができます。**

なお、契約にあたっては**入居者の方によるお手続きが必要**となります。

また、駐車場の空き区画が少ない市営住宅では契約できない場合があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

**【博多区・東区・城南区・早良区・西区】** ☎092-271-3538  
**福岡市住宅供給公社 募集課 駐車場係** FAX092-272-5030

**【中央区】** ☎092-262-1090  
**中央区施設管理事務所** FAX092-262-1096

**【南区】** ☎092-409-4610  
**南区施設管理事務所** FAX092-262-5100

### 要件

- ①60歳以上であること
- ②要介護または要支援の認定を受けていること
- ③身体障害者手帳（1～4級）療育手帳（A1～B1）精神障害者保健福祉手帳（1～2級）のいずれかを所持していること

## 住宅火災について

福岡市内の平成30年中の火災件数は309件で、そのうち住宅火災は131件（42.4%）となっています。これからの季節は暖房器具を使用する頻度が高くなり、ストーブ火災が多く発生しています。ストーブを使用する場合は使用方法を守り、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。

### （ストーブ火災予防のポイント）

- ・ストーブを付けたまま寝るのは危険！寝るときはストーブを消してから寝ましょう。
- ・火を付けたままの給油は危険！火を消してから給油しましょう。
- ・ストーブの近くに洗濯物を干さない！洗濯物に火が付くことがありますのでやめましょう。



### もしも火災が発生したら

被害を拡大させないためには、「119番通報」、「初期消火」、「避難誘導」が重要です。

万が一に備え、建物に設置されている消火器や非常ベルの使用方法を今一度、確認しておきましょう。

また、避難の際は、階段のほか、ベランダの「へだて板」から隣の部屋に移動し、避難できる場合もあります。

階段やベランダに避難の支障となる物を絶対に置かないようにしましょう。

### ■主な消火器の手順は「ピ・ノ・キ・オ」



消防局 予防課

☎092-725-6611 FAX092-791-2699

## 福岡市緊急通報システムについて

自宅での急な発作や事故など、緊急時に身につけたペンダント等を押すだけで、自動的に「受信センター」へ通報し助けを求めることができます。

### 申し込みができる人

- 65歳以上
- 福岡市の介護保険被保険者
- 健康状態・身体状況に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難な「ひとり暮らし」か、それに準じる人。

※申し込みの際、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。（難しい場合にはご相談下さい）

### 緊急通報装置



ペンダント型発信機

### 緊急通報はこんな時に役に立ちます。



- 1 胸が苦しい…動悸がする
- 2 転倒してけがをした…
- 3 熱が出てフラフラする… など

24時間365日対応します

費用など詳細については、お住まいの区の福祉・介護保険課（下記）へお問い合わせ下さい。

	電話番号	FAX番号
東区	645-1071	631-2191
博多区	419-1078	441-1455
中央区	718-1145	771-4955
南区	559-5127	512-8811
城南区	833-4170	822-2133
早良区	833-4352	831-5723
西区	895-7063	881-5874